

感染拡大防止に向けた要請等

令和3年3月29日
新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局

	現 行	改 定									
区 域	兵庫県全域 (但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)	兵庫県全域 (但し、②の営業時間短縮要請は、 <u>神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域</u>)									
期 間	3月 8日(月) から 3月31日(水) まで	4月 1日(木) から 4月21日(水) まで									
① 外 出 自 粛 等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請 ・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請。特に若者への自粛を強く要請 ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請 ・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕 									
② 施 設 の 使 用 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、遊興施設への営業時間短縮を要請【神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td rowspan="2">・5時～21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分の間)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外</p> <p>※協力金の支給 支給額：1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源：国負担80%、 県負担20%×2/3、 市負担20%×1/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を要請【県全域】 〔特措法第24条第9項に基づく〕 	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分の間)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、遊興施設への営業時間短縮を要請 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>4月1日から</td> <td>神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、</td> </tr> <tr> <td>4月21日まで</td> <td>東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下同左</p>	4月1日から	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、	4月21日まで	東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)
施設	内容										
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分の間)										
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設											
4月1日から	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、										
4月21日まで	東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)										
③ イベント の 開 催 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催要件 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td>5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> <td>のいずれか大きい方</td> </tr> </tbody> </table> <p>*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	区 分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	のいずれか大きい方	同左
区 分	収容率	人数上限									
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)									
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	のいずれか大きい方									
④ 出 勤 抑 制	<ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	同左									
⑤ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進 	同左									